

電子帳簿保存法改正 対応のポイント 会計・電子保存 杉屋事務器 個別相談会

3月17日(木)

電子帳簿等保存

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存
(基本は紙・データでも保存して良いよという法律
→印刷しないで電子データのまま保存)

緩

電子保存可能！ **JJIMA**
PCA会計で管理 **認定**



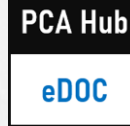
スキャナ保存

紙で貰った書類を画像データで保存
(基本は紙・データでも保存して良いよという法律)

緩

電子データ保存クラウド

Hub eDOC管理



ワークフローは不要
PCA Hub eDOC

ワークフローまで必要



電子取引

電子データで貰った書類を電子データのまま保存
(紙での保存は禁止！データで保存しなくてはならない)

厳

電子取引についてシステム導
入ではなく社内規定作成から
アナログ管理

コンサルパック

全事業者に適用される改正電子帳簿保存法が、2年猶予となりま
した。直前まで電帳法って何？準備は何をしたらいい？管理、条件
などがわからないままスタートする予定でしたが、この状況を加味
して2年の猶予ができました今の内に対応準備をご検討ください。多
くの方はまだ気付いておられませんが、今回の改正の中には、アメ
とムチが周到に仕組まれており、遅かれ早かれ、税務調査に大きな
影響を及ぼすからです。個別相談にてお気軽にご相談ください。